

保育所(園)・幼稚園・認定こども園等の入所園児を募集します!

保育の必要性の有無および児童の年齢に応じて3つの認定区分が設けられ、右表の利用先に申し込むことができます。

◆**申込方法**：希望の施設にお子様を連れて手続きしてください。

※定員超の場合は第2、3希望の保育所になることがあります
※市外の保育所を希望する場合は、子育て支援課までご連絡ください

◆**申込書配布期間** 10月26日(月)～31日(土)

◆**受付期間** 10月27日(火)～31日(土)

午前9時～午後5時 ※31日は正午まで

※幼稚園・市立認定こども園の受付は30日(金)まで

認定区分	1号認定	2号認定	3号認定
対象	満3歳以上で、教育を希望する場合	満3歳以上で、入所要件に該当し、保育所等での保育を希望する場合	満3歳未満で、入所要件に該当し、保育所等での保育を希望する場合
利用先	・幼稚園 ・認定こども園	・保育所 ・認定こども園	・保育所 ・認定こども園 ・地域型保育所

※2号、3号認定について、保護者の就業時間等により、短時間認定と標準時間認定に分かれます

【参考】現在27年度月額保育料

※各月初日の在籍入所児童の属する世帯の階層区分		2号認定・3号認定の保育料(月額)			
階層区分	定義	3歳未満児		3歳以上	
		標準時間認定	短時間認定	標準時間認定	短時間認定
第1階層	生活保護世帯等	0円	0円	0円	0円
第2階層	市民税非課税世帯	9,000円	9,000円	保育料は無料です ※給食費として5,000円の負担が必要です	
第3階層	48,600円未満	19,500円	17,500円		
第4階層	48,600円以上 97,000円未満	28,000円	26,000円		
第5階層	97,000円以上 169,000円未満	37,000円	35,000円		
第6階層	169,000円以上 301,000円未満	41,500円	39,500円		
第7階層	301,000円以上 397,000円未満	45,000円	43,000円		
第8階層	397,000円以上	48,000円	46,000円		

※同一世帯から2人以上の児童が入所している場合は、保育料の軽減があります

※第2、第3階層で母子・父子家庭や在宅障害児(者)のいる世帯などは、別途、保育料が軽減されます。

※1号認定の保育料は幼稚園と同じです(別途、給食費等がかかります)

①保育所

◆**保育時間**：月～土曜日

短時間認定 午前8時～午後4時

標準時間認定 午前8時～午後6時

土曜日は午前8時～正午

※私立保育園の保育時間は直接園にお問合せください

◆**延長料金**(別途料金必要)

市・神代保育所 午前7時～午後7時

園各保育所(園)または

子育て支援課 ☎43-5219

②地域型保育所

◆**保育時間**：各施設で保育時間が異なりますので直接保育所へお問合せください。

③幼稚園

◆**保育時間**：午前8時30分～午後4時

※一時預かり事業による保育時間を含む

◆**休園日**：小学校に準ずる

◆**対象幼児**：市内在住の満3～5歳児

◆**保育料**：無料(別途、給食費等は必要)

園各幼稚園または

学校教育課 ☎43-5231

④認定こども園

◆**保育時間・休園日・保育料**

1号認定は、幼稚園に準ずる

2号、3号認定は、保育所に準ずる

園学校教育課 ☎43-5231

※私立認定こども園の保育時間は直接園へお問合せください



①保育所(園)【市立・私立】12か所

保育所・園名	定員	保育所・園名	定員
倭文保育園	60	榎列保育所	120 予定
広田保育園	150	八木保育所	120
ちどり保育所	90	市保育所	150
賀集保育所	120	神代保育所	120
北阿万保育所	90	志知保育所	45
阿万保育所	90	福良保育園(私立)	50 ☎52-0252
灘保育所は、28年度阿万保育所と統合	—	二宮保育所は、28年度榎列保育所と統合	—

②地域型保育所【私立】3か所

保育所名	定員
ぬしま保育園 ☎57-0021	12
ずくずく保育園 ☎43-2139	19 (地域枠5)
翁寿園保育所 ☎42-6006	7 (地域枠2)

③市立 幼稚園 3か所

園名	定員
湊幼稚園	105
津井幼稚園	105
志知幼稚園	105

④認定こども園【市立・私立】3か所

園名	定員
南あわじ市立伊加利こども園 ☎39-0026	40
幼保連携型認定こども園松帆北(私立) ☎36-2410	40
幼保連携型認定こども園松帆南(私立) ☎36-2344	110

「利用者支援事業」について

【別紙2】

事業の目的

子ども・子育て支援の推進にあたって、子ども及びその保護者等、または妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施し、支援。

主な事業内容

○総合的な利用者支援

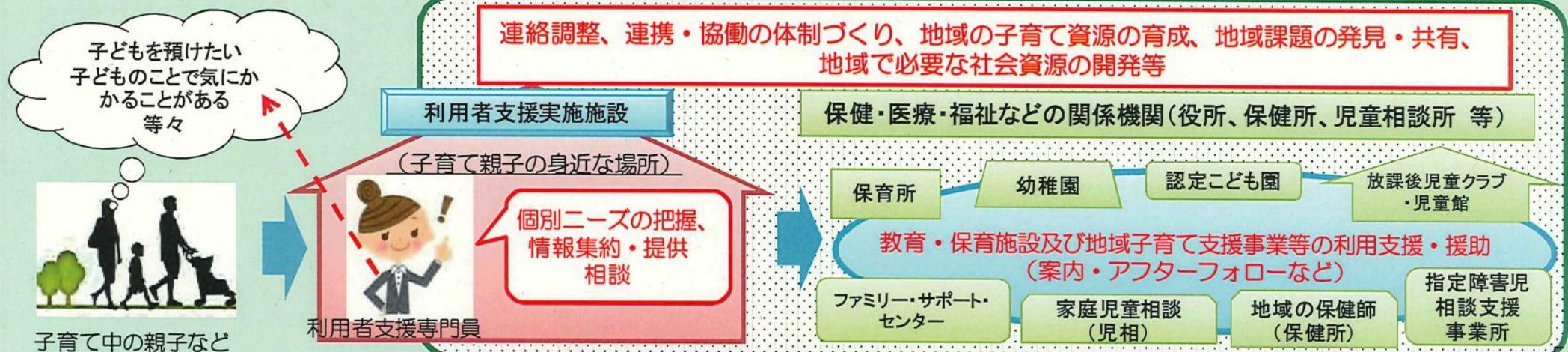
子育て家庭の「個別ニーズ」を把握し、教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用に当たっての「情報集約・提供」「相談」「利用支援・援助」

○地域連携

子育て支援などの関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行い、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等

実施施設ごとにいずれかの類型を選択して実施。

- ① 「基本型」：「利用者支援」と「地域連携」を共に実施する形態
(主として、行政窓口以外で、親子が継続的に利用できる施設を活用。)(例；地域子育て支援拠点事業で実施の「地域機能強化型」)
- ② 「特定型」：主に「利用者支援」を実施する形態 ※地域連携については、行政がその機能を果たす。
(主として、行政機関の窓口等を活用。)(例；横浜市「保育コンシェルジュ事業」)
- ③ 「母子保健型」：保健師等の専門職が全ての妊産婦等を対象に「利用者支援」と「地域連携」を共に実施する形態
※継続的な把握、支援プランの策定を実施
(主として、保健所・保健センター等を活用。)



ファミリー・サポート・センター事業の概要

ファミリー・サポート・センター事業は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うものである。

平成21年度からは、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなどの事業(病児・緊急対応強化事業)を行っている。

なお、本事業については、平成17年度から次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)、平成23年度から「子育て支援交付金」、平成24年度補正予算により「安心こども基金」へ移行したが、平成26年度は「保育緊急確保事業」として実施する。

また、平成27年度から施行予定の「子ども・子育て支援新制度」において、ファミリー・サポート・センター事業は、「地域子ども・子育て支援事業」の1つに位置づけられる予定である。

○相互援助活動の例

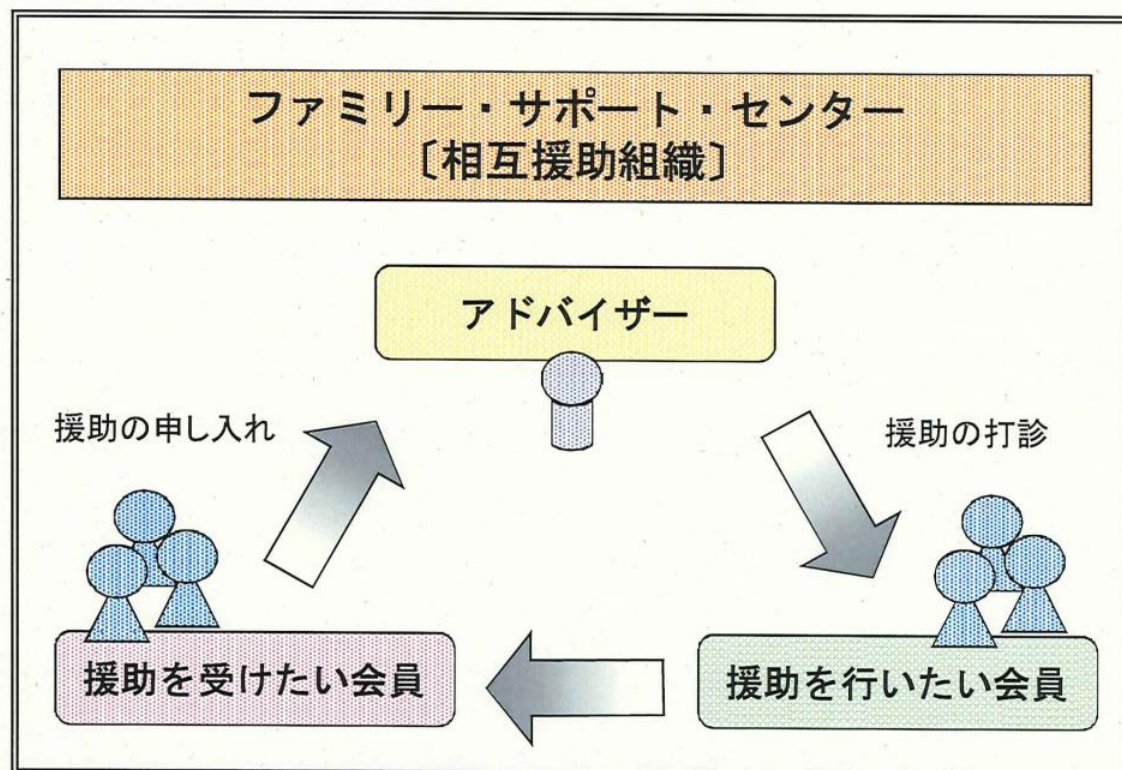
- ・保育施設までの送迎を行う。
- ・保育施設の開始前や終了後又は学校の放課後、子どもを預かる。
- ・保護者の病気や急用等の場合に子どもを預かる。
- ・冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際、子どもを預かる。
- ・買い物等外出の際、子どもを預かる。
- ・病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急預かり対応(平成21年度から)

○実施市区町村 ※平成25年度末実績 ()は平成24年度末実績

- ・基本事業 738(699)市区町村
- ・病児・緊急対応強化事業 142(126)市区町村

○会員数 ※平成25年度末現在 ()は平成24年度末実績

- ・依頼会員(援助を受けたい会員) 466, 287人(440, 787人)
- ・提供会員(援助を行いたい会員) 123, 173人(117, 584人)



～出産後まで保管下さい～

妊婦健康診査費の助成について



南あわじ市では妊娠された方がより健やかな妊娠期を過ごし、安心して出産を迎えていただくために、妊婦健康診査費助成事業を行っています。妊婦健康診査は妊婦とおなかの赤ちゃんの健康を守るために重要で、必要な健診回数が14回程度といわれています。兵庫県内の協力医療機関・助産所で使用できる妊婦健康診査費助成券を14枚交付し、妊婦健康診査の費用を助成しています。決められた時期に必ず受診しましょう。

【助成券14枚の内訳】

- ◎15,000円券：1枚 ◎10,000円券：2枚
- ◎7,000円券：4枚 ◎5,000円券：7枚

助成の受け方

☆助成券による助成

兵庫県内の医療機関・助産所で受診する場合（一部使用できない医療機関・助産所があります。）

- ・妊婦健康診査受診前に助成券に氏名、生年月日、住所をご記入ください。
- ・妊婦健康診査受診時に助成券を医療機関等へ提出ください。
- ・保険適用外の費用のみ助成券が使用できます。助成券は妊婦健康診査1回につき1枚、本人のみ使用できます。（保険適用外の費用であっても、妊娠反応検査、予防接種、胎児検査、文書料、入院費、母親学級等の妊婦健康診査に係らない費用は含みません。）
- ・助成券の上限金額を超えた場合は、その差額は医療機関等にお支払いください。

※助成券を紛失・破棄された場合、再交付はできません。保管には十分ご注意ください。

※助成券は南あわじ市外へ転出された場合は使用できません。

☆口座振込による助成

県外の医療機関・助産所で受診する場合や助成券を使用できなかった場合（医療機関等は日本国内に限ります。）

未使用の助成券、妊婦健康診査受診時の領収書・明細書を保管し、南あわじ市健康課へ申請してください。口座振込により助成します。

申請期限：今回の妊娠による出産日より6か月以内

申請に必要なもの

- ・未使用の助成券
- ・医療機関等が発行した領収書（保険適用外のもので、受診日に南あわじ市に住所を有するものに限ります。）
- ・医療機関等が発行した明細書（ただし発行していただけない場合や有料の場合はなくても申請可。）
- ・受診者本人名義の口座がわかるもの（本人名義以外の口座を希望する場合は、申請書兼請求書下部の委任状欄に本人の記入・捺印が必要です。）
- ・印鑑（シャチハタ不可）

※未使用の助成券の返却枚数分まで助成できます。また、紛失・破棄された場合でも再交付はできませんので、保管には十分ご注意ください。

※助成券を使用した日の差額支払い分の領収書は助成対象となりません。

【お問合せ・口座振込による助成申請先】 南あわじ市健康課（市役所本館1階）
〒656-0492 南あわじ市市善光寺22番地1 TEL：0799-43-5218

◇ よくある質問等は裏面に記載しておりますので、参考にして下さい。

妊婦健康診査費の助成 Q&A

Q1 助成券でお釣りはできますか。

A お釣りはできません。

Q2 助成券を失くしました。

A 助成券を紛失・破棄された場合、再交付はできません。口座振込による助成申請の際にも必要ですので保管には十分ご注意ください。

Q3 出産後、助成券が2枚残りました。換金できますか？

A 換金はできません。助成券の交付を受ける前など、助成券を使わずに受診された妊婦健康診査の領収書・明細書があれば2回分まで助成できますので、口座振込による助成申請をしてください。なお、助成券は今回の妊娠に限り本人のみ使用できるものですので、次回妊娠時には使用できません。

Q4 助成券の交付を受ける前に受けた妊婦健康診査費の領収書（保険適用外のもの）・明細書を持っていますが、助成の対象になりますか？

A 助成の対象になりますので、口座振込による助成申請をしてください。ただし、保険適用外の費用であっても、妊娠反応検査、予防接種、胎児検査、文書料、入院費、母親学級等の妊婦健康診査に係らない費用は対象外です。（口座振込による助成申請には、未使用の助成券の返却が必要ですので、14枚全て助成券を使用された方は申請できません。）

Q5 助成券に記載されている上限金額を超えた分の費用を支払った領収書をもっていますが、口座振込による助成の対象ですか？

A 助成券を使用した日の差額支払い分の領収書は助成対象となりません。

Q6 県外の医療機関等を受診するので、助成券が使えません。助成券は破棄してもいいですか？

A 口座振込による助成申請の際に、交付した助成券が必要になりますので、大切に保管ください。また、紛失等した場合でも再交付はできませんので、十分ご注意ください。

Q7 妊娠中に南あわじ市外へ引っ越しすることになりました。

A 南あわじ市外へ転出後の妊婦健康診査については、南あわじ市の助成券は使用できません。医療機関等へ提出せず、転出先の市町へお問合せください。

Q8 助成券の金額内なのに負担金を請求されました。

A 妊婦健康診査の費用（保険適用外のもの）のみ助成券が使用できます。保険適用分や保険適用外のものであっても妊婦健康診査の費用以外は請求されますので、医療機関等で確認ください。